

6 総合区政会議
地域自治区・地域協議会

目 次

- 1 基本的な考え方地域- 1
- 2 総合区政会議地域- 3
- 3 地域自治区（事務所）地域- 4
- 4 地域自治区（地域協議会）地域- 5

1 基本的な考え方

(1) 住民意見を反映するための仕組みの構築

制度検討の背景

総合区設置にあたっては、
地域の実情に応じた行政サービスをより身近なところで提供することをめざしつつ、
行政の効率性のバランスにも考慮し、現在の24区を8区に合区

一方、市民には合区に対して、

- 「育んできた今の地域コミュニティが壊れるのでは…」
- 「地域の声が届かなくなるのでは…」
- 「区役所の窓口が、今より遠くなるのでは…」

などの不安感がある

対応

総合区単位での地域の実情に応じた区政運営を基本とし、次の仕組みを整える

- ◆ 総合区単位での住民の声を、区政に反映する仕組み
- ◆ 現在の24区でのコミュニティ、窓口サービスに配慮した仕組み

(2) 総合区政会議の設置

総合区全体の観点から、住民意見を区政に反映するため、8 総合区それぞれに「総合区政会議」を設置

(3) 地域自治区の設置 【制度概要については地域-8を参照】

住民自治の強化や住民と行政との協働の推進などを目的とした地方自治法上の制度である「地域自治区」を現在の地域コミュニティの単位である24区単位で設置

〔 名称は、〇〇地域自治区とする（〇〇には、現在の区名を残す） 〕

- ◆ 地域自治区の事務所を設置
⇒ 窓口サービスを継続して実施することで住民の利便性を維持
- ◆ 地域協議会を設置
⇒ 地域住民の多様な意見を市政・区政に反映

2 総合区政会議

(1) 総合区政会議の役割

総合区域内の施策及び事業について、その立案段階より、住民が意見を述べ、総合区長が区政に反映する仕組みが必要

◆ 現在の区政会議の総合区版である総合区政会議を設置

(※現在と同様、大阪市独自の条例により設置)

委員の意見を求める事項としては、以下のようなものを想定（現在の区政会議と同様）

- 区の総合的な計画に関する事項
- 区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なもの及びその予算に関する事項
- 区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なものの実績及び成果の評価その他区政運営の総合的な評価に関する事項

(2) 総合区政会議の委員

◆ 総合区政会議の委員要件等

- 構成：地域協議会委員のうちから推薦された者

地域団体から推薦された委員

公募委員

学識経験者等

住所要件はなし

- 任期：2年

- 人数：10人以上50人以下の範囲内

- 報酬：報酬を支給しない

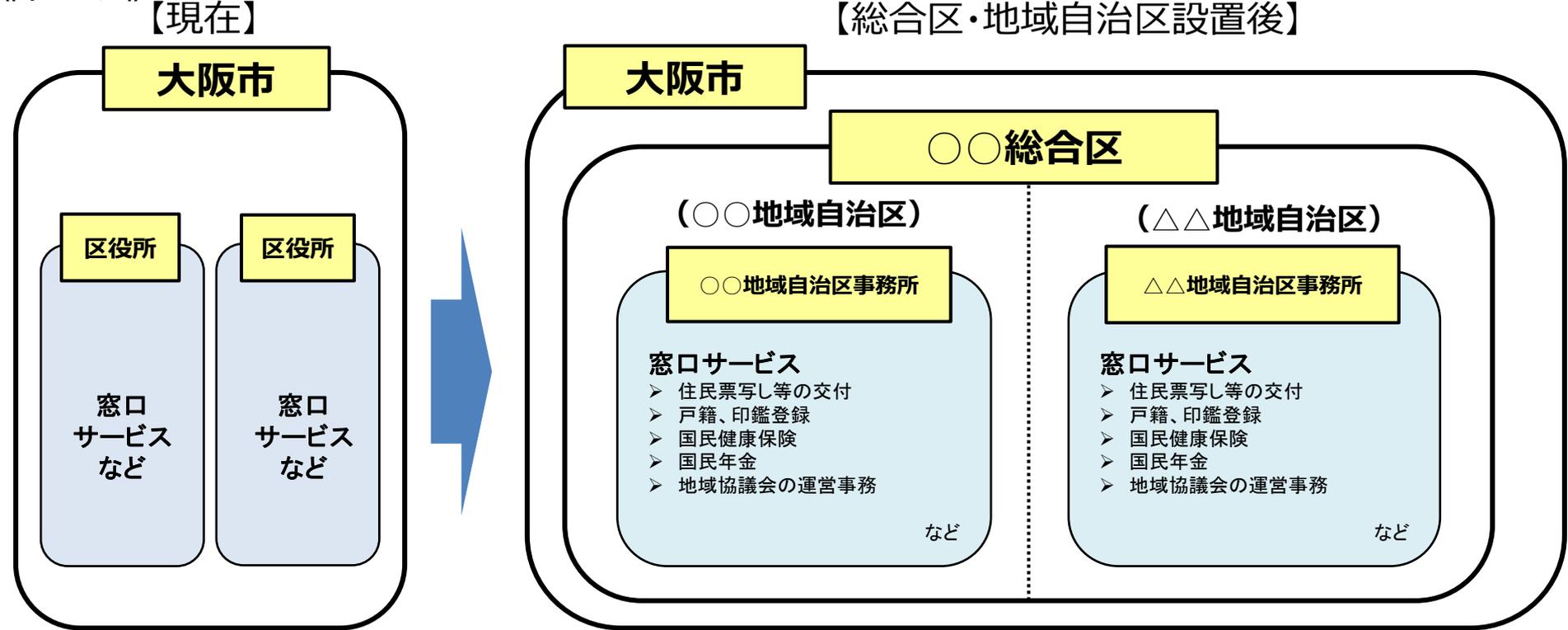
「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」を参考

3 地域自治区（事務所）

(1) 地域自治区の事務所の概要

- ◆ 事務
 - 地域協議会の運営などの事務に限らず、窓口サービスを実施
 - ※現在の24区役所において提供する窓口サービスを継続して実施
- ◆ 名称
 - 事務所の名称は、○○地域自治区事務所とする ※○○には、現在の区名を残す

《イメージ》



4 地域自治区（地域協議会）

（1）地域協議会の役割

- ◆ 諮問への答申・建議により、市長その他の市の機関（総合区長含む）に意見を述べる

- 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- その他、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- 市の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携強化に関する事項

- ◆ また、市長は、条例で定める重要事項で地域自治区の区域に係るものを決定・変更する場合は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない

重要事項としては、以下のようなものが想定される

- 市が策定する基本的な構想、基本計画等のうちその区域に係る事項
- 区域内の公の施設の設置・廃止及びその管理に関する基本的事項

※ 重要事項を規定する条例については、具体的な事項を検討のうえ、定めることとする

(2) 地域協議会の委員

◆ 地域協議会の委員要件等

- 構成：地域団体から推薦された委員
 公募委員
 学識経験者等
- 任期：2年
- 人数：10人以上50人以下の範囲内
- 報酬：報酬を支給しない

いずれも地域自治区の区域内に住所を有する者に限る

「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」を参考

(参考) 現在の区政会議の役割

- ◆ 区長により区民等から選定された構成員が、区長の求めに応じ意見を述べる
- ◆ 施策及び事業の立案段階や、その実績及び成果の評価に係る地域の意見を聴くことが目的であり、建議機能はない

→ 24区単位で住民意見を区政に反映する役割は、現在の区政会議と地域協議会は共通

4 地域自治区（地域協議会）

（3）諮問・答申、建議のパターン例

総合区長が所管する事務

【諮問・答申】

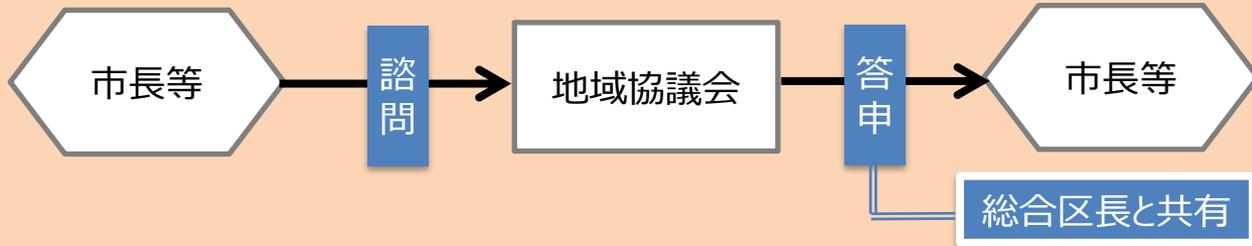


【建議】

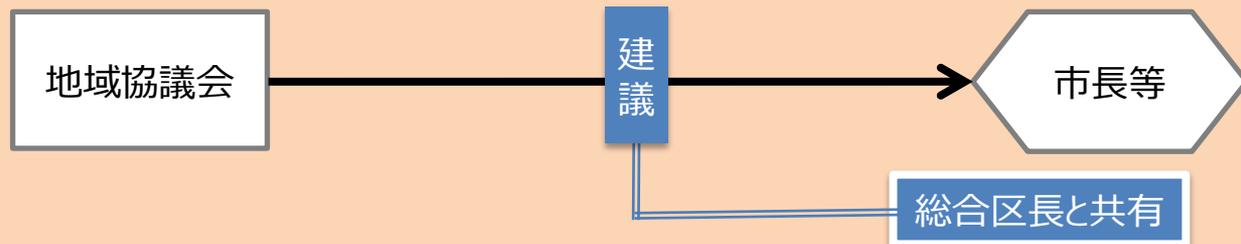


総合区長が所管しない事務

【諮問・答申】



【建議】



必要に応じ、適切な措置を講ずる

参考（地域自治区制度の概要）

（１）根拠

- ◆ 市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつ、これを処理させるため、条例で設置できるとされており、分掌する事務を執行する「事務所」と、住民意見を反映するための「地域協議会」を設置することとされている（地方自治法第202条の4、第202条の5）

（２）地域自治区の性格

- ◆ 法人格を持たない行政区画の一種

（３）地域自治区の事務

- ◆ 地域自治区に分掌させ得る事務の範囲は、市町村長の権限に属する事務全般（地域協議会の事務局に限定されない）
- ◆ 事務所を設置し、事務所の長は市町村長の補助機関である職員が充てられる

（４）地域協議会

【位置付け】

- ◆ 附属機関（合議体として意思決定を行う）

【委員】

- ◆ 地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村の長が選任（多様な意見が適切に反映されるよう配慮）
- ◆ 任期は4年以内
- ◆ 報酬を支給しないことができる

地制調答申：原則として無報酬とする
衆参附帯決議：原則として無報酬とするよう周知すること

【権限】

- ◆ 下記事項について審議し、市長その他の市の機関（総合区長含む）に意見を述べる権限
 - ◇ 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - ◇ その他、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - ◇ 市の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携強化に関する事項
- ◆ 市長は、条例で定める重要事項で地域自治区の区域に係るものを決定・変更する場合は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない

市長その他の市の機関は、上記意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない